

日本税理士共済会の

医療補償(事務所加入)プラン



業務災害総合保険(業務災害補償特約、フルタイム補償特約、疾病入院医療費用補償特約、医療費用補償特約、使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)等セット)

1人あたりの保険料ではありません。

所長、代表社員、全従業員を対象とした全員加入の保険料です。

一事務所
月々わずか

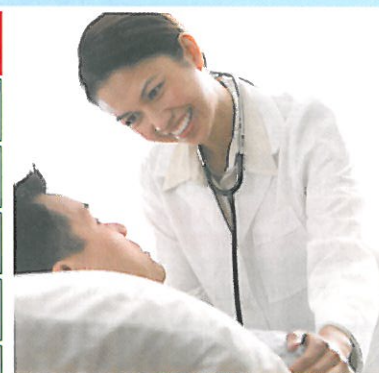
10,870円

ご契約例: 税理士業/売上高4,000万円未満/事業者数割引0%適用の場合(注)の毎月の保険料

(注) 売上高・業種により保険料は変わります。(2012年1月以降補償開始用)

ご契約の補償内容

| | | | |
|--------|-------|----------------------------------|------------------------|
| 24時間補償 | 病気の補償 | 疾病入院医療費用補償保険金 (1泊2日以上) ※1 | 50万円限度(365日限度) |
| | | 医療費用補償保険金 ※1 | 1事故につき 100万円限度(365日限度) |
| | | 入院補償保険金 | 1日につき 5,000円(180日限度) |
| | | 手術補償保険金 (1事故につき1回) | 所定の手術の種類に応じて 5・10・20万円 |
| | | 後遺障害補償保険金 (1~14級) | 障害等級に応じて 500~20万円 |
| | | 死亡補償保険金 | 500万円 |
| | ケガの補償 | 使用者賠償責任限定補償保険金 ※1 ※2 (死亡のみ補償) | 1名/1災害 500万円限度 |



「入院1日あたりいくら」の補償から
「入院実費を補償する時代」へ!!

(注) 先進医療費用(先進医療にかかる「技術料」「交通費」)は、日帰り入院または入院を伴わない外来(通院をいいます。)の場合も、補償対象となります。

※1. 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額を超えることはありません。

※2. 争訟時の弁護士費用などの費用損害も含まれます。

病気の場合のお支払事例: 椎間板ヘルニアで2日間入院した場合※

| | |
|--------------------------|----------|
| ・経皮的レーザー椎間板減圧術(先進医療の技術料) | 222,210円 |
| ・治療費用(医療費の3割自己負担分) | 18,710円 |
| ・差額ベッド代(5,000円×2日) | 10,000円 |
| ・食事代(780円×2日) | 1,560円 |
| ・諸雑費(1,100円×2日) | 2,200円 |

合計実費負担額(支払額) 254,680円

※先進医療の技術料・入院日数・治療費用については厚生労働省「平成21年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」の数値を参考にしています。

(注) 左記は5,000円の差額ベッドを使用し、かつ先進医療を受けた場合の保険金のお支払例ですので、実際にお支払いする保険金の額は、利用された差額ベッドおよび先進医療の有無により異なります。

~AIUの医療補償プラン(業務災害総合保険)の特色~

① 所長、代表社員、全従業員を**無記名**で補償します。

*当プランには疾病入院医療費用補償特約およびフルタイム補償特約がセットされ、病気および就業外のケガに範囲を拡大して補償しますが、病気および就業外のケガについては非常勤役員、非常勤雇用のパート・アルバイトの方は補償対象となりません。(非常勤とは病気または就業外のケガを被った時の直前6か月における、週あたりの平均労働日数が3日未満、または週あたりの平均労働時間が15時間未満のいずれかに該当する場合があります。)

② **個別告知は不要**です。

*ご契約者の一括告知となります。初年度契約において保険期間開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。ただし、医師の治療が終了した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降の発病が保険期間開始後である場合は補償の対象となります。(先天性異常はいずれの場合でも補償の対象となりません。)

③ **病気入院による健康保険の3割自己負担、先進医療費用*、差額ベッド代**(1日1万円限度※)など**実際に負担した治療費用**を補償します。

(注) お支払いは健康保険の高額療養費、付加給付を差し引いた額になります。

*先進医療費用(先進医療にかかる「技術料」「交通費」)は、日帰り入院または入院を伴わない外来(通院をいいます。)の場合も、補償対象となります。

※医師の指示、他の病室が空いていなかったなどの「治療上の必要性」があった場合には、1万円をこえても自己負担となった額をお支払いします。

プラン例

業務災害総合保険(業務災害補償特約、フルタイム補償特約、疾病入院医療費用補償特約、医療費用補償特約、使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)等セット)

保険料は税理士業の場合(保険期間1年/2012年1月以降補償開始用)(注)売上高・業種により保険料は変わります。

| | | プランA | プランB | |
|----------------------------------|--------|------------------------------|------------------------|------------------------|
| 24時間補償 | 補償の病気の | 疾病入院医療費用補償保険金 (1泊2日以上) ※1 | 100万円限度(365日限度) | 50万円限度(365日限度) |
| | ケガの補償 | 医療費用補償保険金 ※1 | 1事故につき 100万円限度(365日限度) | 1事故につき 100万円限度(365日限度) |
| | | 入院補償保険金 | 1日につき 5,000円(180日限度) | 1日につき 5,000円(180日限度) |
| | | 手術補償保険金 (1事故につき1回) | 所定の手術の種類に応じて 5・10・20万円 | 所定の手術の種類に応じて 5・10・20万円 |
| | | 後遺障害補償保険金 (1~14級) | 障害等級に応じて 500~20万円 | 障害等級に応じて 500~20万円 |
| | | 死亡補償保険金 | 500万円 | 500万円 |
| 使用者賠償責任限定補償保険金 ※1 ※2 (死亡のみ補償) | | 1名/1災害 500万円限度 | 1名/1災害 500万円限度 | |
| 月払保険料 | 売上高 | 4,000万円未満 | 16,880円 | 10,870円 |
| | | 6,000万円 | 21,350円 | 13,630円 |
| | | 8,000万円 | 25,670円 | 16,360円 |

*先進医療費用(先進医療にかかる「技術料」「交通費」は、日帰り入院または入院を伴わない外来(通院をいいます。))の場合も、補償対象となります。

※1. 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額を超えることはありません。

※2. 争訟時の弁護士費用などの費用損害も含まれます。

(注)当プランには疾病入院医療費用補償特約およびフルタイム補償特約がセットされ、病気および就業外のケガに範囲を拡大して補償しますが、病気および就業外のケガについては非常勤役員、非常勤雇用のパート・アルバイトの方は補償対象となりません。

(非常勤とは病気または就業外のケガを被った時の直前6か月における、週あたりの平均労働日数が3日未満、または週あたりの平均労働時間が15時間未満のいずれかに該当する場合をいいます。)

充実の福利厚生サービス

ご契約の内容が上記プランA、Bいずれかの場合には、以下のすべてのサービスをご利用いただけます。

■ハロー健康相談24

【所長・代表社員・全従業員および同居のご家族の方がご利用いただけます。】

24時間年中無休で健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスに至るまで、電話によるご相談をお受けします。夜間・休日の医療機関のご案内もします。 ※ご相談の内容によっては受け付けできない日時および時間帯があります。

■メンタルケアカウンセリングサービス

【所長・代表社員・全従業員の方がご利用いただけます。】

「人前に出るのが怖い」、「ゆううつで気分がすぐれない」こんな症状に対して、専門家による面談カウンセリングをお一人様年間3回まで無料で受けることができます。全国200か所を超える面談カウンセリング拠点があります。必要に応じて専門医療機関をご案内します。

■セカンドオピニオンアレンジサービス

【所長・代表社員・全従業員の方がご利用いただけます。】

日本の医学界の各専門分野を代表する先生※1(総合相談医※2)が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法についての意見(セカンドオピニオン)をご提供します。総合相談医の判断により、より高度な専門性を求められる場合は、最適な優秀専門医※3の手配・紹介(紹介状の作成)もします。 ※1.2.3. ティーベック株式会社の用語定義となります。

※本サービスはAIU保険会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。

※メンタルケアカウンセリングサービスおよびセカンドオピニオンアレンジサービスは、地域や内容によりご要望に添えない場合がありますので、ご利用の際は専門スタッフにご確認ください。

※本サービスは今後予告なく中止または変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、弊社担当者までお問い合わせください。

ご契約に際しては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

●AIU保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIU保険会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー

首都圏第一営業本部

〒105-0004
東京都港区新橋5-11-3
新橋住友ビル6階
TEL.03-5473-3601
http://www.aiu.co.jp
受付時間：午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ・お申込みは

株式会社 永愛友オフィス

〒107-0052
東京都港区赤坂3-1-2 AIUビル
TEL.03-3586-8600
受付時間：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)